

飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 飲料水等自動販売機を設置する賃貸借契約を締結するにあたり、公募型による総合的評価方式による審査を行うため、飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 飲料水等自動販売機設置業者登録名簿登載者から提案のあった社会貢献度の評価及び採点

(2) その他必要な事項

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、名簿登載者又はその関係者の出席を求め、名簿登載者が提出した提案書の意見及び説明を聴くためのプレゼンテーションを実施することができる。
- 3 審査に当たっては、客観的な方法の確立に努め、透明性、公平性を確保しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部人財政策局長の職にある者とする。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 会議の定足数は3分の2とする。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決する。なお、賛否同数のときは、委員長が決するものとする。

(秘密の保持)

第5条 委員は、本業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。委員会解散後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、その都度委員長が委員に諮って定める。

- 附則 この要綱は、平成22年2月19日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成22年3月10日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成22年12月13日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成24年12月11日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成25年12月26日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成26年11月27日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和元年11月21日より施行する。

別表

飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会委員

委員長	埼玉県総務部人財政策局長
委員	埼玉県総務部管財課長
委員	埼玉県総務部職員健康支援課長
委員	埼玉県教育局教育総務部財務課長
委員	埼玉県警察本部総務部財務局施設課長